

認知症対応型共同生活介護事業所

「グループホーム菩提樹の家」入居契約書

社会福祉法人明照会（以下「法人」という。）が運営する認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム菩提樹の家」（以下「菩提樹の家」という。）と、菩提樹の家における居室及び共用の施設等を使用し、生活することを希望する人（以下「契約者」という。）は、菩提樹の家から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払う事について、重要事項説明書の内容を十分説明を受け、理解した上で、次のとおり入居契約（以下「本契約」という。）を締結いたします。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 菩提樹の家は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 菩提樹の家が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容は、施設サービス計画に定めるとおりとします。
但し、菩提樹の家は、施設サービス計画が作成されるまでの間、契約者の能力に応じて適切な介護サービスを提供します。
- 3 契約者は、第16条に定める本契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従いサービスを利用できるものとします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期限満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文章により契約の終了の申し出がない場合、かつ利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条(施設サービス計画の決定・変更)

- 1 菩提樹の家は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 菩提樹の家は、1年に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを再アセスメントさせ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められる場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 菩提樹の家は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条(介護保険給付対象サービス)

- 1 菩提樹の家は、介護保険給付対象サービスとして、契約者に対して入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第5条(介護保険給付対象外のサービス)

- 1 菩提樹の家は契約者との合意に基づき、以下の各号に定めるサービスを提供するものとする。
 - (1) 契約者が使用する居室の提供
 - (2) 契約者の食事提供
 - (3) 契約者が希望する理美容サービス
 - (4) 別に定めるところ(※重要事項説明書の記載)に従って行う契約者からの貴重品管理
 - (5) 契約者が希望する菩提樹の家が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、菩提樹の家は、契約者との合意によって日常生活において通常必要となるものに係るサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 菩提樹の家は第1項及び第2項に定める各種のサービス提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条(運営規程の遵守)

- 1 菩提樹の家は、別に定める運営規程に従い必要な人員を配置して、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 菩提樹の家及び契約者は、運営規程を遵守するものとします。

第二章 料金

第7条(サービス利用料金等の支払い)

- 1 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担額:通常はサービス利用料金の1割または2割)を支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額を支払うものとします。(要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます[償還払い]。)
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前2項に定めるサービス利用料金は1カ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月26日までに菩提樹の家が指定する方法で支払うものとします。
- 4 1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。
- 5 契約者は、敷金として、重要事項説明書に定める額を、入居時に預け入れるものとします。敷金については、契約者の故意又は過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、第11条第5項に定める復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退去時に残額を返済することとします。
また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがあります。

第8条(利用料金の変更)

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、菩提樹の家は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項に定めるサービス利用料金(食材費の標準自己負担)については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、菩提樹の家は、契約者に対して、変

更を行う日の2カ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 菩提樹の家の義務

第9条(菩提樹の家及びサービス従事者の義務)

- 1 菩提樹の家及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 菩提樹の家は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 菩提樹の家は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 菩提樹の家及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 菩提樹の家は契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 菩提樹の家は、契約者の請求に応じて施設サービスの提供の記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、この複写費用については、重要事項説明諸記載のコピー代金を徴収します。

第10条(守秘義務)

- 1 菩提樹の家、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
- 2 菩提樹の家は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 菩提樹の家は、第20条に定める契約者の円滑な退居のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、契約者の同意を得るものとします。
- 4 守秘義務がある上でも、虐待の疑いなどが認められた場合、義務により市町への通報を行います。

第四章 契約者の義務

第11条(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には菩提樹の家及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。
但し、その場合、菩提樹の家は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、菩提樹の家の施設、設備について、故意又は過失により、滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者は、退去時において、通常の使用に伴い生じた施設、設備の損耗を除き、原状回復しなければならないものとします。また、菩提樹の家と契約者は、退去時において、別表の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。
- 5 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と菩提樹の家との協議により、居室の変更又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第12条(契約者の禁止行為)

- 1 契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
 - (1) 施設内での喫煙
 - (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
 - (3) 菩提樹の家が定めた以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償(菩提樹の家の義務違反)

第13条(損害賠償責任)

- 1 菩提樹の家は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者に故意

又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減じることができるものとします。

- 2 菩提樹の家は、民間企業の提供する損害賠償保険に加入しており、前項の規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者またはご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

第14条(損害賠償がなされない場合)

- 1 菩提樹の家は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、菩提樹の家は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (3) 契約者の急激な体調の変化及び利用者自身による防ぎ難い事故等、菩提樹の家の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (4) 契約者が、菩提樹の家もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第15条(菩提樹の家の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 1 菩提樹の家は、契約の有効期間中、地震・風水害等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該義務を負いません。
- 2 前項の場合に、菩提樹の家は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求するものとします。
- 3 前項の場合において、1カ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第7条第4項の規定を準用します。

第六章 契約の終了

第16条(契約の終了事由)

- 1 契約者は、次の各号に基づく本契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い菩提樹の家が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1) 契約者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
 - (3) 法人が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により菩提樹の家を廃止又は休止した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 菩提樹の家が介護保険法に基づく指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
 - (6) 第17条から第19条に基づき、本契約が解約又は解除された場合

第17条(契約者からの中途解約等)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに菩提樹の家に通知するものとします。
- 2 契約者は、第8条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、菩提樹の家が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第7条第5項の規定は、本条に準用します。

第18条(契約者からの契約解除)

- 1 契約者は、菩提樹の家もしくはサービス従事者が次の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - (1) 菩提樹の家もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
 - (2) 菩提樹の家もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) 菩提樹の家もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことやハラスメント行為を行うこと、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つける具体的な恐れがある場合において、菩提樹の家が適切な対応をとらない場合

第19条(菩提樹の家からの契約解除)

- 1 菩提樹の家は、契約者が次の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
 - (3) 契約者が、故意又は重大な過失により菩提樹の家又はサービス従事者もしくは他の利用者の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことやハラスメント行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - (4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的又優越的な関係を背景とした言動などであって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものなどにより、サービス従業者等の就業環境が害された場合。
 - (5) 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、又は、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
 - (6) 契約者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 - (7) 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型施設に入院した場合
- 2 前項の規定による契約の終了後、退居までに菩提樹の家が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

第20条(契約の終了に伴う援助)

- 1 菩提樹の家は、本契約が終了し、契約者が退居する場合には、契約者の希望により、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な次の各号に定める援助を行うものとします。

- (1) 病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。
- (2) 居宅介護支援事業所の紹介。
- (3) その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第21条(契約者の入院に係る取り扱い)

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、7日以内に退院すれば退院後も再び入居できるものとします。
- 2 前項における入院期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を支払うものとします。
- 3 第19条第1項第6号の定めによる契約の解除があった場合であっても、契約者が入院後概ね3カ月以内に退院すれば、退院後も再び優先的に入居できるよう努めるものとします。また、その際満室の場合でも、短期入所生活介護等を優先的に利用できるよう努めるものとします。

第22条(居室の明け渡し等)

- 1 契約者は、第16条第1項第2号から第7号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及びその他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(重要事項説明書に定める料金)を支払うものとします。
- 3 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第7条第4項を準用します。

第23条(身元引受人)

- 1 身元引受人は、本契約に基づく契約者の菩提樹の家に対する一切の債務につき、契約者と連携してその履行の責任を負います。負担額は、極度額 100 万円を限度とします。なお、身元引受人からの請求があった場合には、施設は身元引受人の方の利用料金等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供致します。
- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号に定める責任を負います。
 - (1) 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用などその入院手続きを円滑に遂行すること。

- (2) 本契約が終了した場合に、菩提樹の家と協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること。
- (3) 契約者が死亡した場合、速やかに、遺体及び残置物の引取りなど必要な処理を行なうこと。
- 3 菩提樹の家は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受け人にその旨連絡するものとします。
- 4 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることができないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 5 菩提樹の家は、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置物その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預かり金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。
- 6 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めるものとします。
- 7 菩提樹の家は、身元引受人から希望がある場合、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等について通知するものとします。

第24条(一時外泊)

- 1 契約者は菩提樹の家の同意を得た上で、1ヶ月に7日を限度として、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、契約者は宿泊開始日の2日前までに菩提樹の家に届け出るものとします。緊急やむを得ない場合の届出はこの限りではないものとします。
- 2 前項に定める宿泊期間において、契約者は重要事項説明書に定める料金体系に基づいた外泊に係るサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を菩提樹の家に支払うものとします。

第7章 その他

第25条(代理人の指定)

- 1 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意します。

記

(代理人) 住所 _____

連絡先 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

第26条(苦情処理)

- 1 菩提樹の家は、その提供したサービスに関する契約者及び身元引受人からの苦情に対して苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

苦情受付担当者 菩提樹の家 野 田 真 貴

第27条(協議事項)

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、菩提樹の家は契約者もしくは身元引受人と誠意をもって協議するものとします。

第28条(裁判管轄)

- 1 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者及び事業者は、契約者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者（もしくは身元引受人）、菩提樹の家が署名のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 事業者名 社会福祉法人 明照会

理事長 善部 修 ⑩

事業所名 社会福祉法人明照会 菩提樹の家

説明者 _____ ⑩

契約者 住 所 _____

（利用者） 氏 名 _____ ⑩

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

契約者（利用者）との続柄（ ）

契約者は、署名ができないため、契約者の意思を確認のうえ、私が契約者に代わってその署名・押印を代行いたします。

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

契約者（利用者）との続柄 （ ）

電話番号 _____

FAX 番号 _____